「高齢者と人権」―成年後見制度のことを中心に―

○　日時　9 月 17 日（木）　14:00～15:40
○　場所　ほしらんどくだまつ　交流室 1 AB
○　講師　脇野 幸太郎（周南公立大学　准教授）

成年後見制度は、認知症などで判断力が低下した方の権利や財産を守る重要な仕組み。しかし、認知症高齢者推計 700 万人に対して、利用者は 26 万人に留まっており、制度の見直しが進められている。

成年後見制度の基本と職務範囲

判断能力の程度に応じた支援区分

- 後見　最も手厚い支援
- 保佐　重要な行為に同意・取消
- 補助　特定の行為に同意・取消

主な職務「身上保護」と「財産管理」

- 身上保護
  介護・医療保護などの生活支援手続き
- 財産管理
  預貯金や不動産の安全な管理



権限外の条項（できないこと）の存在

- 身の回りの介護
- 医療行為の強制
- 婚姻・養子縁組などの身分行為など





現行制度の課題と今後の見直し

進まない利用



権利擁護の必要性は高いが、制度利用は低い

途中でやめられない使いにくさ



- 本人が亡くなるまで利用が続く
- 専門職への報酬
- 後見人の交代が困難

制度の見直し（2028 年 10 月以降）

- 本人の意思決定支援の重視
- 状況に応じた柔軟な後見人の退任・交代

